

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和 7年 6月 16日 (あて先) さいたま市長 提出者 住 所 埼玉県さいたま市中央区本町西4丁目11番10号 氏 名 株式会社クワバラ・パンぷキン 代表取締役 桑原 幹夫 電話番号 048-852-7496 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	さいたま市内 各所
事業場の所在地	さいたま市内各現場
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業（建築一式工事、とび土工工事等）
②事業の規模	905,516千円（元請完成工事高、税込）
③従業員数	124名（2025.3.31時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建築物の解体・改修工事 ↓ 自社運搬（埼玉県収集運搬業許可、優良産廃処理事業者認定） ↓ 自社中間処理工場（埼玉県処分業許可、優良産廃処理事業者認定）※別紙参照 及び、がれき類は現場周辺の再生事業者へ処理委託 ↓ 廃棄物の再生及び売却 ↓ 残さ物の最終処分（自社栃木県最終処分場埋立）及び2次処理委託

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) ※図1参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	別紙1参照
	排 出 量	別紙1参照	別紙1参照
	（これまでに実施した取組） 作業範囲が狭く、重機が入ることのできない住宅密集地において木造建築物等は、最も環境負荷の少ない「手こわし解体工法」を実施し各品目別に解体、積み込み、搬出を行っています。またそれらの解体技術を活かし機械を使用した解体工事においても、内部造作や屋根材等は手作業により可能な限り事前に撤去し、処理が困難な混合廃棄物の発生防止に努めています。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	別紙1参照
	排 出 量	別紙1参照	別紙1参照
	（今後実施する予定の取組） ・ 分別解体、分別積み込みの徹底継続 ・ 石膏ボード等の内部造作物、屋根材及び建具等事前撤去の継続 ・ 安全環境パトロール活動の定期実施継続 ・ 従業員への分別方法及び廃棄物処理に関する定期教育の実施継続		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 木くず…石膏ボード等の内部造作物の100%事前撤去 がれき類…小割し鉄筋と分別 廃プラ類…機械解体前に事前撤去、生活残材の解体前撤去 混合廃棄物…外壁（モルタル造等）と解体残土の混入防止 ガラスくず等…屋根材等の撤去には、フレコンバック活用による他の廃棄物混入の防止 金属くず…サッシ等の建具の機械解体前に100%事前撤去 繊維くず…畳等の内部造作は機械解体前に100%事前撤去		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 現状の分別を継続する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	金属
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	170.0 t	351.9 t	3.0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 木くず破砕による燃料チップ製造・売却 ・ がれき類破砕による再生砕石製造・売却 ・ 燃料チップ、がれき類の安定した販路確保			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	金属
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	170.0 t	351.9 t	3.0 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 現在の取組の継続 ・ 解体作業時に品目別に分別解体、および他の廃棄物との混合しない よう注意する。			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t	
	（これまでに実施した取組） 			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t	
	（今後実施する予定の取組） 			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず			混合廃棄物	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	22.0 t			21.0 t	
	(これまでに実施した取組) ・屋根材撤去時にフレコンバックを活用し、他の廃棄物の混入による混合廃棄物発生を防止し、最終処分量の縮減					
②計画	【目標】最終処分量の縮減					
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず			混合廃棄物	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	22.0 t			21.0 t	
	(今後実施する予定の取組) ・埋立をする廃棄物の体積の縮小 ・更なる分別解体徹底、及び中間処理の選別により最終処分場への搬入量の縮減					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（ 6 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ類	廃ボード	繊維くず	石綿含有
	全 処 理 委 託 量	754.0 t	13.2 t	3.2 t	0.5 t	4.0 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	181.0 t	13.2 t	3.2 t	0 t	4.0 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	573.0 t	0 t	0 t	0.5 t	0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・法的及び自社基準による委託先業者の選定 ・焼却処理を行う廃棄物の熱回収業者への処理委託 ・コンクリートガラの小割による金属くずとの分別 ・コンクリートガラへの他の廃棄物混入防止					

(第5面)

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ類	廃ボード	繊維くず	石綿含有
	全 処 理 委 託 量	754.0 t	13.2 t	3.2 t	0.5 t	4.0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	181.0 t	13.2 t	3.2 t	0 t	4.0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	573.0 t	0 t	0 t	0.5 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 法的及び自社基準に加え、優良認定の有無による委託先業者の選定 ・ 焼却処理を行う廃棄物の認定優良熱回収業者への処理委託 ・ コンクリートガラの小割による金属くずとの分別 ・ コンクリートガラへの他の廃棄物混入防止 ・ 石膏ボードの再資源化率の向上 ・ 分別解体徹底による混合廃棄物の低減					
	※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

① 令和6年4月1日～令和7年3月31日 建設系廃棄物 内訳 現状

木くず	がれき類	ガラス陶磁 器くず等	廃プラ類	金属くず	石膏ボード	繊維くず	石綿含有	混合廃棄物
170.0 t	1105.9t	22.0 t	13.2 t	3.0 t	3.2 t	0.5 t	4.0 t	21.0 t

② 令和7年4月1日～令和8年3月31日 建設系廃棄物 内訳 計画

木くず	がれき類	ガラス陶磁 器くず等	廃プラ類	金属くず	石膏ボード	繊維くず	石綿含有	混合廃棄物
170.0 t	1106.0t	22.0 t	13.2 t	3.0 t	3.2 t	0.5 t	4.0t	21.0t

図 1

環 境 管 理 体 制 図

